

不燃・大型ごみ を出す日

◇資源ごみ

1日(第1火曜日)

◇小型プラスチックごみ

8日(第2火曜日)

29日(第5火曜日)

◇燃えないごみ

15日(第3火曜日)

◇燃えない大型ごみ

22日(第4火曜日)

☆テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは、家電リサイクル法により、燃えない大型ごみとして出すことはできません。
小売業者(家電販売業者)に引き取ってもらってください。(有料です。)

御坊広域清掃センター 「直接持込」

◇平日

8:30~16:20

- ・当日「許可証」発行
- ・許可証発行受付は16時まで

◇休日【11月20日(日)】

8:30~11:30

- ・1週間前から「許可証」発行
- ※許可証は市役所で発行します。

燃えないごみの 分別について

御坊市では、様々なごみの資源化を目的に、ごみの出し方を6種類に分け、曜日を変えてごみの収集をしています。

しかし最近、「燃えないごみ(大型ごみ)を出す日」に、決められたごみ以外のごみが出されていることがあります。

ごみ置場へごみを出す前に、再度「ごみ出しカレンダーや分け方」などで、分別方法やごみを出す曜日を確認し、分別へのご協力をお願いします。

環境衛生課

☎0738-23-5506

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるために必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構本部から送付されますので、**年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。**

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告をしてください。

控除証明書送付日程

① 1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付された方については、**11月上旬に送付**されます。

② 10月1日から12月31日までに**今年**はじめて国民年金保険料を納付された方については、**平成29年2月上旬に送付**されます。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のほかきに記載されている電話番号までお問い合わせください。

問 国保年金課年金係
☎0738・23・5530

年金相談を ご利用ください！

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・

手続をお受けしますのでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所(☎0739・24・0435)への電話予約が必要です。

時 11月17日(木)

10時~11時30分

13時~15時

場 市役所3階会議室

電話予約方法
自動音声による案内が流れます。

「プッシュボタン②を押す。」
か、「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」

問 国保年金課年金係
☎0738・23・5530

御坊市文化協会
御坊まちかどミュージアム

ひなげし会

11月11日(金)~
12月 8日(木)

紀陽銀行御坊支店
南側ショーウィンドー

市営住宅入居者募集

◇募集予定戸数 ※都合により変更となる場合があります。

公営住宅(中耐4階建)		
ひまわり団地	3戸	
公営2戸1住宅(簡2建)		
片倉団地	1戸	

改良住宅(中耐3・4階建)		
グリーンハイツカトリア南棟	1戸	
グリーンハイツさくら棟	1戸	
改良2戸1住宅(簡2建)		
島改良	1戸	
大河原団地	1戸	
丸山団地	1戸	

◇受付期間 11月1日(火)~7日(月) 8:30~17:15

※土・日曜日、国民の祝日を除く。

◇抽選日 11月22日(火)

◇申込資格

- ・市内に住所か職場のいずれかを有する方
- ・現に住宅に困窮している方
- ・市税及び住宅新築資金等貸付金の滞納がない方
- ・世帯全員の合計所得額が、法令の定める基準以下であること
- ・世帯員のうち、暴力団員がいないこと
- ・その他、申し込みをする住宅の条件を満たしていること

※詳しくはお問い合わせください。

◇申し込み・問い合わせ 住宅対策課市営住宅係 ☎0738-23-5521

